

- 一、年課中ノ全費用ハ會社ニ於テ負担スルコト
- 一、従業員ニ對シテハ絶対暴圧ヲ加ヘサルコト
- 一、退職手續全額決定

一、勤続年限應々年未滿ハ其日給ノ三十日分
 二、三年以上三年近ハ應々年ニ對シテ日給四十五日分
 三、五年以上五年近ハ應々年ニ對シテ日給六十日分
 四、八年以上ハ八年近ハ應々年ニ對シテ日給七十日分
 五、八年以上ノ勤続者ニハ應々年ヲ増ス毎日日給十五日分
 ヲ加フ

一、労働賃銀ノ分割押へ又其延滞絶対反對

昭和五年六月九日

以上

皇會社

社長

星

一

股

星 専 議 員

印

別記三

諸君は争議を始めて早也松日以上に在りませす。この間に非常な苦しみ事々としてこれだ事かあったに違ひありません御座り手當が三年も勤めをわづかに三月令りの金で憎らしの警官が諸君を本部をどう欺のまゝで上り諸君を追はらうたり社会の奴が暴行を施して居るのまじと諸君をおどかしたり亦警備は夜々諸君を列展つてなぐつたりあどみしたりしてこの事を一つでも考へて見ても我々労働者を馬鹿にして居る。警察は会社の手先となり合社は果敢に固直也と云ふ合共いながら我々を以て其の奥裏中へ追ひ込んぬる暇もなう生かすやうに居る我々労働者はどんな事かあるか自分自身の生路を守る権利があるのです。この正しい要求を掲げて諸君を争つて居る。労働者は労働者と曲臣民とは同く握手した同監督のすべが労働者と曲臣民の利益の為ならん人な様様を講つても我々労働者は主と斗ひ改定す我々東京支部聯合会は在りて支部と曲臣民の利益の為に我々の抗議を立して居ります。此れが全東京支部に動員命令を降して抗議致す。本部では会中の支部に命令してありある方法で抗議する。とに在り。昨日その指令を共々した警察が我々本部の手先である以上。その暴圧や曲臣民に恐れたり。迷ひたりしては多分議に居る人。御くまごお互に團結して苦しい事々つらな事を打ち破つて正しい要求を最後には必ず勝つ。この確信を持つて進んで下さい。我々東京支部聯合会は諸君の斗争の目前に在り。後になりして後悔しや行きます。このメッセイジを英雄的に斗つて居る諸君にお渡す。

一九三〇、六、一〇

労働者東京支部聯合会